



報道発表資料

令和7年11月27日(木)

事業開発に取り組む初期のスタートアップを応援 スタートアップチャレンジ交付金受付中！

豊橋市では、本市を活動拠点として事業開発に取り組む起業初期のスタートアップを積極的に支援するため、令和4年度にスタートアップチャレンジ交付金制度を創設し、過去3年で14社のスタートアップを採択しました。

このたび、本年度の受付を開始しましたので、お知らせします。

ポイント① 事業活動開始前に必要な資金を支援

本制度は、スタートアップの事業開発を支援するため、交付金として事業活動を開始する前に資金支援します。

ポイント② 市外のスタートアップも交付対象に

市内に拠点の設置を予定する場合は、市外のスタートアップも交付対象となります。(交付決定後概ね1年以内に設置すること)

ポイント③ 地域の事業者とのマッチングなど交付後も積極支援

本市では、地域の事業者とのマッチングやベンチャーキャピタルとの個別相談会、実証実験の支援など関連事業を通じて、交付後の支援も積極的に行います。

<交付金の額>

交付対象経費の2分の1以内の額で、交付対象事業者の区分に応じて以下の上限とします。

交付対象事業者	交付上限金額
ベンチャーキャピタルや投資家等から出資を受けた者	出資額、又は250万円のうち低い方
ビジネスプランコンテスト等で賞金を獲得した者	獲得した賞金の額、又は150万円のうち低い方
ベンチャーキャピタル等から伴走支援を受けている者	150万円
事業化にあたってプロトタイプを有している者	150万円

<交付決定までの流れ・スケジュール>

書類審査及び有識者によるプレゼン審査を通過したスタートアップに対して、予算の範囲内で交付します。(予算: 1,000万円)

- 申請受付開始 : 11月25日(火)
- 申請締め切り : 1月19日(月) 17時まで
- 書類審査結果通知 : 1月28日(水)頃
- プレゼン審査 : 2月6日(金)午後
- 交付決定 : 3月中旬頃

本交付金の詳細については、右記二次元コードを読み取り、ホームページをご確認ください。

◇チャレンジ交付金 募集チラシ
別紙のとおり



問合先 地域イノベーション推進室 室長補佐 小野 (電話 0532-51-3155)

令和7年度

豊橋市スタートアップチャレンジ交付金

PMFを目指すスタートアップを応援！

最大 250万円 を
事業開始前に調達できる！

豊橋を拠点にPMFを目指す
“市外のスタートアップ”も対象です。



申請受付開始 : 11月25日
申請締切り : 1月19日17時迄
書類審査結果通知 : 1月28日頃
プレゼン審査 : 2月6日

申請書類等は下記二次元
コードよりご確認ください



お
問
合
せ

豊橋市役所 産業部 地域イノベーション推進室
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 東館10階
TEL.: 0532-51-2440 FAX.: 0532-55-9090
E-mail: chiiki-innova@city.toyohashi.lg.jp

対象経費や上限金額な
ど、詳細は裏面に記載

令和7年度 豊橋市スタートアップチャレンジ交付金

対象事業者

PMF（プロダクトマーケットフィット：顧客の課題を満足させる製品を提供し、それが適切な市場に受け入れられている状態）の達成を目指す、スタートアップ

※市外のスタートアップは、概ね1年以内に豊橋市内に要拠点設置

※既存事業の延長や追加機能、横展開にあたる事業は不可

○審査は下記の基準で実施します。（詳細は公募要領をご確認ください）

市場性／実現可能性／豊橋市への経済効果／交付金の使途と妥当性

対象経費・対象事業者要件ごとの上限金額

対象事業者要件	内容	対象経費	上限金額 (補助率)
出資を受けた者	令和6年1月1日以降に、認定ベンチャーキャピタル等※から出資を受けていること。	・人件費（認定事業に直接従事する従業員に係るものに限る。） ・店舗等借料 ・設備費 ・原材料費 ・知的財産権等関連経費 ・謝金 ・旅費 ・マーケティング調査費 ・広報費 ・外注費 ・委託費 ・その他必要な経費	250万円 (または出資額) (2分の1以内)
賞金を獲得した者	令和6年1月1日以降に、ビジネスプランコンテスト等のコンテストで賞金を獲得していること。	・人件費（認定事業に直接従事する従業員に係るものに限る。） ・店舗等借料 ・設備費 ・原材料費 ・知的財産権等関連経費 ・謝金 ・旅費 ・マーケティング調査費 ・広報費 ・外注費 ・委託費 ・その他必要な経費	150万円 (または賞金額) (2分の1以内)
伴走支援を受けている者	令和6年1月1日以降に、認定ベンチャーキャピタルから伴走支援を受けていること。	・人件費（認定事業に直接従事する従業員に係るものに限る。） ・店舗等借料 ・設備費 ・原材料費 ・知的財産権等関連経費 ・謝金 ・旅費 ・マーケティング調査費 ・広報費 ・外注費 ・委託費 ・その他必要な経費	150万円 (2分の1以内)
プロトタイプを有している者	事業化に当たってプロトタイプを有していること。	・人件費（認定事業に直接従事する従業員に係るものに限る。） ・店舗等借料 ・設備費 ・原材料費 ・知的財産権等関連経費 ・謝金 ・旅費 ・マーケティング調査費 ・広報費 ・外注費 ・委託費 ・その他必要な経費	150万円 (2分の1以内)

※認定ベンチャーキャピタル等 次に掲げる要件のいずれかを満たす者をいう。

ア スタートアップへの投資機能及び事業化支援機能を有する事業者であって、他の地方公共団体等が認定したもの。

イ 投資を行う者であって、市長が適当と認めたもの。